

## 総務省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」（平成 20 年 7 月 24 日付け総官政第 83 号による送付分）における実績評価方式による 3 件の政策評価
- イ 「平成 20 年度事前事業評価書（平成 20 年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」（平成 20 年 8 月 28 日付け総官政第 97 号による送付分）における事業評価方式による 3 件（注 1）の政策評価（事前）
- ウ 「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」（平成 20 年 7 月 24 日付け総官政第 83 号による送付分）における事業評価方式による 4 件（注 2）の政策評価（事後）

（注 1） 送付を受けた 8 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（5 件）を除いた 3 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

（注 2） 送付を受けた 7 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（3 件）を除いた 4 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成 20 年度政策評価書」における実績評価方式による 3 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	ユビキタスネットワーク社会の実現に向け、情報通信技術の研究開発及び標準化を推進する。	3	論文数	1 課題当たり 1 件以上	
				専門家による評価において成果ありと評価される割合	90%	
				ITU、IETF等における標準提案の件数	20件	
15	ICT分野における国際戦略の推進	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野の国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。	5 （参考となる指標） 2	二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	
				（参考となる指標） 参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況	-	-
				アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	
				アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3,000人	
				海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	
				（参考となる指標） 実施したセミナー・シンポジウム結果の政策への反映状況	-	-
				国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数 (累計) 5以上  実験に参加した機関数 (累計) 20以上	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
20	消防防災体制の充実強化	消防組織の体制強化や大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持・向上させる。	14 （参考となる指標） 15	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)	25%減 （現状の約1,200人から5年間で）	
				防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	
				特定違反対象物数の改善	特定違反対象物数の減少 （対前年度比）	
				危険物施設における事故件数	事故件数の低減（対前年比）	
				緊急消防援助隊の隊数	おおむね4,000隊	
				消防団員数	消防団員数の増加 （対前年度比）	
				自主防災組織の組織率	75%	
				防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	緊急性の高い6,483棟	
				救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	
				救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	
				救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合	全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配備	
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）	実施率の向上					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の向上（対前年度比）	
				市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	
				（参考となる指標） 出火件数	-	-
				（参考となる指標） 自然災害による死者・行方不明者数	-	-
				（参考となる指標） 消防の広域化の推進に関する取組状況	-	-
				（参考となる指標） 消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	-	-
				（参考となる指標） 市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	-	-
				（参考となる指標） 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果	-	-
				（参考となる指標） 救急出場件数の推移	-	-
				（参考となる指標） 救急隊員数の推移	-	-
				（参考となる指標） 救急自動車による現場到着所要時間	-	-

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				（参考となる指標） 救急自動車による収容所要時間 （救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）	-	-
				（参考となる指標） 消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	-	-
				（参考となる指標） 高度な救急救命処置の実施状況の推移	-	-
				（参考となる指標） 心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数	-	-
				（参考となる指標） 教育訓練を受けた救急隊員の数	-	-
				（参考となる指標） 救命講習実施回数・救命講習受講者数	-	-
合計	3 政策	= 3				= 17 = 5

- （注）1 総務省の「平成20年度政策評価書（平成19年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」を基に当省が作成した。
- 2 総務省の「主要な政策」20政策中平成20年度に事後評価が行われた12政策に係る評価のうち、実績評価方式が用いられたもの3件を対象とした。
- 3 総務省の主要な政策を実績評価方式により評価する場合には、目標（値）を設定した指標群を用いるほか、必要に応じて参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとされており、これらの22指標のほか、「参考となる指標」が17指標設定されている。
- 4 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	総務省の「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の記載項目 1「主要な政策の概要」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標）」欄	評価書の記載項目 1「主要な政策の概要」欄に記載されている「政策の基本目標」を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

### 3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

○ 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### （事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－4－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「平成 20 年度事前事業評価書」における事業評価方式による 3 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進	日本の高度なICT基盤を活用した新規性・先進性の高いプロジェクト組成等を加速化するとともに、我が国が得意とするユビキタス関連技術等の国際展開を円滑に進めるための総合的・一体的な施策展開を進め、我が国のICT産業の国際競争力強化やICTによる成長力強化を実現する。	平成23年度	新事業やサイバー特区の実証実験やユビキタス関連技術等の国際展開の進捗状況の評価により、有効性や効率性を把握する。
2	ネットワーク技術を活用した実プロジェクト型高度ICT人材育成基盤の開発・実証	最先端のネットワーク技術を活用して、高度ICT人材の育成を支援する基盤を整備し、高等教育機関において実務上必要となる実践的能力の育成を行うことにより、我が国の国際競争力を確保するために、企業等における戦略的情報化を担う高度ICT人材の安定的・継続的な育成・輩出の実現に寄与する。	平成25年度 度 目 途	本事業は、開発・実証の成果により、政策効果を把握する。
3	IPv6運用技術習得のためのテストベッド整備	実ネットワークと同等の環境を持つ実験用ネットワークシステム（テストベッド）として、IPv6運用訓練センターを整備し、地域のISPやメーカー等が機器・サービスのIPv6対応化、ネットワーク運用技術者の育成を進めることにより、インターネットの迅速かつ円滑なIPv6化を実現。	平成24年度	事後事業評価実施時期において、本事業の達成目標であるインターネットの迅速かつ円滑なIPv6化の実現に際し、国、民間におけるネットワーク機器及び技術者等のIPv6対応状況について検証を行う。
合計		= 3	= 3	= 3

(注) 1 総務省の「平成20年度事前事業評価書（平成20年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>

#### 4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

##### （1）審査の考え方と点検の項目

###### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

##### （2）審査の結果

「平成20年度政策評価書」における事業評価方式による4件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備	霞が関WAN・LGWANを活用した汎用的なシステムを整備してシステムの集約化を図るとともに、業務プロセスの標準化・合理化や調査・照会業務の見直しを行うことにより、地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間を年間約3.3万時間、他システム等の経費を年間約3.1億円削減する。	- 最適化効果を確実に上げるため、関係府省との間で調査・照会業務システムに係る仕様調整等を行う中で、様々な移行方式を想定し、調査・照会業務システムに実装する機能や機器構成等の見直し、既存システムの活用等の検討を行ったが、想定し得るいずれの方式でも最適化効果をあげることができなかった。このため、地方公共団体に対する調査・照会業務システムを最適化対象業務・システムから除外し、開発を行わないこととした。
2	字幕番組・解説番組等の制作促進事業	2007年までに、生放送番組などの技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除いた字幕付与可能な放送番組のすべてに字幕を付与すること。	字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合 【これまでの実績】 平成9年度：3.5% 平成10年度：5.3% 平成11年度：7.1% 平成12年度：8.6% 平成13年度：16.1% 平成14年度：28.9% 平成15年度：38.7% 平成16年度：55.0% 平成17年度：65.9% 平成18年度：77.8% 平成19年度：89.0%
3	地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究	地上デジタル放送ならではの高度なサービスの利活用を推進し、その普及を更に加速・推進していく観点から、地上デジタル放送の既存インフラ再送信、携帯端末向け放送、データ放送、サーバー型放送等の高度なサービスを、国民と多くの接点を持つ防災や医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決策を明確化する。	【実証結果】 地上デジタル放送の再送信 直接受信と比べてもほとんど遜色なく、条件不利地域等まで地上デジタル放送を中継伝送できること、またギャップファイラーが従来の共聴施設に替えてサービスエリアを効率よく確保するのに有効な手段であること等が確認された。 携帯端末向け放送 国民にとって最も身近な生活支援ツールとして機能的にも進化を続ける携帯電話に、据置型テレビでは実現が難しかった放送波自動遠隔起動システムという技術を組み合わせ、防災情報をいち早く視聴者に届けられることが技術的に実証された。また、LSI化による携帯電話への機能搭載に関する技術的な見通しと、社会的な有用性まで確認することができた。 サーバー型放送 視聴者が日ごろから関心を持っている教育や保健・医療・福祉という分野において、技術的な可能性やサービスとしての有用性を確認することができた。 【課題】 本事業で得られた成果を活用して、国民視聴者へのサービス実用化への可能性について検討することが重要である。 サービスとしての経済性やビジネスモデルの実現性等の検討を踏まえて、より現実的な技術や仕組みの在り方、サービスの有用性を検討することが必要である。 各地域の特性に合わせたサービスや技術の在り方に関する検討も必要になると推察される。

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
4	ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証	ユビキタスネットワーク時代に向け、多様な流通形態・利用形態に対応した、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能となる技術基盤の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現する。	本事業では、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能な流通基盤の整備に必要な技術について、マルチキャスト配信、オンデマンド・ストリーミング配信、ダウンロード配信等様々な流通形態及び利用形態において、十分な実証が行われた。これにより、本事業の目的である家庭内等のネットワーク上における多様で安全かつ適切なコンテンツ利用に対応した技術が確立され、運用にかかわるルールの共有化が図られた。また、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入や国際標準化に向けた展開に向け、次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果もあげている。
合計		= 2 = 2	= 1 = 2

(注) 1 総務省の「平成20年度政策評価書(平成19年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価及び事後事業評価)」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>